

令和6年度 第1回 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会 次第

- ・日時 令和6年11月1日(金) 午前10時～正午(予定)
- ・場所 鳥取県庁議会棟 第15会議室(鳥取市東町一丁目220)

1 開会

2 報告事項

- ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議等について
- ・「鳥取県孤独・孤立対策地域協議会」について
- ・「とっとり孤独・孤立サポーター」について
- ・「孤独・孤立に関する実態調査」の実施状況について

3 審議事項

- (1) 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例別表に基づく事業の実施状況
- (2) 令和7年度事業の方向性について

4 その他

5 閉会

資料1	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の活動について
資料2	「鳥取県孤独・孤立対策地域協議会」の設置について
資料3	「とっとり孤独・孤立サポーター」について
資料4	孤独・孤立関連実態調査について
資料5	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定
資料5-1	生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容(令和5年度・6年度上半期)
資料5-2	重層的支援体制整備事業の実施に関する県内市町村実施状況
資料5-3	「人と地域とつながる研修」について
資料6	孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事前意見一覧
資料7	令和7年度予算の方向性
参考	令和6年度孤独・孤立対策関連予算一覧

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の活動について

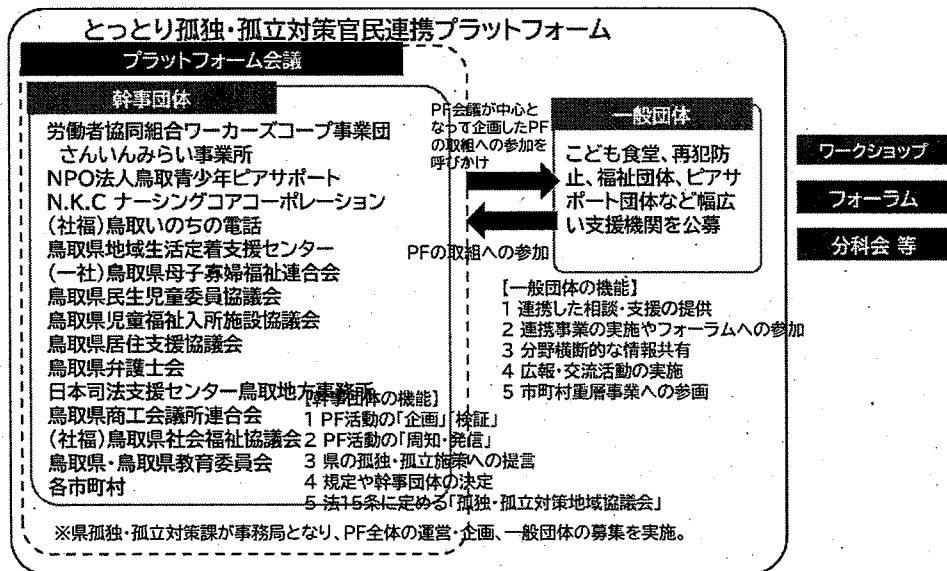
令和6年3月18日に開催した第4回プラットフォーム会議において、プラットフォーム活動を強化していくことを合意。

- ・プラットフォーム活動の企画等を検討する中心的な団体である「幹事団体」と、その他の支援機関である「一般団体」とに分ける。
- ・「幹事団体」は当面、現在のプラットフォーム構成団体により会議体として継続。
- ・「一般団体」については、孤独・孤立対策の裾野を広げるため4/1以降公募や関係団体からの推薦により拡大。

●拡大した「プラットフォーム」の新たな取組

- ・拡大「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催【1月開催予定】
普段あまりつながりのない県内各地で活動する支援団体を集めた孤独・孤立に係る分野別ワークショップを開催し悩みや解決法、好事例を共有し、また、支援機関同士の顔の見える関係作りを行う。
- ・プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する講演会、フォーラム等を支援【1団体が活用】
プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等）に県として支援することにより、支援団体の取り組みの活性化、支援機関同士の連携・協働を進める。
- ・メルマガの発信、情報連携ツールを通じた団体間の交流促進

<イメージ図>



「一般会員団体」の加入状況については以下のとおり。

団体種別	団体数	団体名
福祉サービス事業所	5	NPO 法人はるひな、NPO 法人あかり広場、合同会社あいいる、TRIGGER (株)、産前産後ケアハウスはぐはぐ合同会社
ピアサポート・当事者団体	2	鳥取県精神障害者家族会連合会、NPO 法人ピアサポートつむぎ
支援機関	2	(一社)ひだまり、(一社)みもぎの会
医療機関	2	倉吉病院、鳥取医療生活協同組合
市町村社協	1	倉吉市社協
その他	4	いき〇研究会、NPO 法人人と動物の共生センター、米子フリースクール、鳥取県公共図書館協議会
合計	16	

「鳥取県孤独・孤立対策地域協議会」の設置について

令和6年4月1日に施行となった孤独・孤立対策推進法に基づき、各自治体に設置することが努力義務となった、孤独・孤立に係る支援調整を行う協議会について、プラットフォーム幹事団体を構成機関として、設置した。協議会においては、住民に対する孤独・孤立に係る個別具体的なケース支援を想定しており、身近な市町村での対応が主と考えられるが、以下のような場合、県協議会の活用が考えられる。(国ガイドラインによる)

- ・ 市町村の協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合に相談を受け付けることや、移管すること
- ・ 必要に応じて、市町村の協議会に対して助言することや、市町村の協議会での会議に都道府県に在職する専門職を派遣すること
- ・ 精神保健福祉センターや女性相談支援センターなどの都道府県レベルで設置される既存の関係機関に寄せられる相談を発端としたケースや当該関係機関・団体相互の連携強化を担保すること
- ・ 協議会未設置市町村で生じる問題への対応

現在のところ、具体的な事案は発生していないが、「とっとり孤独・孤立官民連携プラットフォーム」等とも連携し、以下の流れで必要な支援について調整を行うこととしている。

<支援調整の流れ> ※下線部が協議会の機能

- 1 事務局等により相談の受付・情報の共有
関係機関と情報共有シート等により、情報を共有する。
- 2 事務局等により当事者等からニーズの聞き取り
- 3 支援方針の調整、支援計画の決定
当事者等のニーズ等に基づき、支援の方向性を決定。その際、複数の支援機関が関与する場合の役割分担を行う。
- 4 支援機関による支援の開始
- 5 フォローアップ
事務局は支援機関から定期的または随時の支援の実施状況を確認するとともに、支援の実施状況や生活状況の変化等による新たな支援の必要性を検討。
ニーズ等の変化があった場合は、支援方針や役割分担の変更等改めて検討。
- 6 その後
個人情報等支援に差し支える情報を除き、支援事例についてはプラットフォームで共有する。

孤独・孤立対策推進法(抄)

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(次項及び次条において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

「とっとり孤独・孤立サポーター」について

孤独・孤立対策課

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う、誰一人取り残さない社会づくりを推進するため、孤独・孤立対策に関心を持ち、寄り添った支援・活動を行う方を「とっとり孤独・孤立サポーター」(以下、「サポーター」という。)として任命することとしています。

1 経緯等

これまで「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」による「生活困りごと相談窓口」の設置など、県民に分かりやすい孤独・孤立に係る相談体制を整備してきたところだが、地域の中で孤独・孤立を抱える方が自発的に支援につながることはまだ難しい状況にある。また、当事者等の抱える孤独・孤立に係る悩み等については、支援機関につながって解決することばかりではなく、当事者本人や支援機関からも孤独・孤立を抱える方への伴走支援を求める声があることから、県民による支え愛の仕組みとして、サポーター制度の創設を行うこととした。

2 サポーターに期待する役割

- (1) 自らの地域において、孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、支援につなぐ。
- (2) 支援につなぐ際には、可能な限り対象者と支援機関の間に立ち、家庭訪問や日頃の声かけなど、信頼関係を築きながら、地域における関わりづくり、見守りや伴走支援を継続する。

3 行政機関の連動

- (1) 市町村の支援窓口のみならず、判断に困るケースなどについては、県の設置している「生活困りごと相談窓口」で、支援機関への案内・つなぎ等を行う。また、県関係機関と孤独・孤立に関する事例を共有する。
- (2) 地域における孤独・孤立に係る課題(制度の狭間の事例や支援困難ケースの概要)を県(孤独・孤立対策地域協議会)につなぎ、課題解決の端緒とする。また、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の活動や孤独・孤立対策施策に繋げていく。

4 募集方法

- (1) 県の公式ホームページに申請フォームを作成し、電子申請による公募を実施。
 - (2) 地域の孤独・孤立といった課題に継続して関わる意思のある方を市町村に推薦依頼中。
- ※応募状況 42名(一般、市町村からの推薦による)

5 養成研修の実施(11月以降順次実施)

サポーターとなる方が、安心感を持ち活動できるよう、様々な困難を抱えた当事者、家族、地域資源等への理解を深めること、関係者・支援機関と連携しながら支援を行う力量を高めることを目的として、東・中・西部各1回・2日間程度の研修を行う。また、市町村等が実施している人材育成とも連携し、研修機会を確保する。

孤独・孤立関連実態調査について

令和6年11月1日

孤独・孤立対策課

ひきこもり・老老介護、ヤングケアラーの方やその世帯が地域で孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、市町村、事業者、民間支援団体等と連携し、施策を推進していくための基礎資料とすることを目的として実施。

1 調査対象

ひきこもり	県内在住の概ね15歳以上の方で、社会的参加(仕事・学校・家庭以外の人との交流など)が出来ない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方
老老介護	75歳以上の者のみからなる世帯で高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが主たる介護者であり、もう一方が介護される側(被介護者)となる世帯、あるいは複数の世帯員が介護を要する状態にある世帯(単身高齢世帯、介護保険サービス等の利用により、支援から孤立している状況にないと認められる場合等は、対象から除く)
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど、守られるべき子ども自身の権利を守られていない状況にある18歳までの子ども

2 調査方法

市町村の実態に応じた調査とする。

ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員による地域における調査 ・相談窓口等がある市町村の場合、相談窓口で把握したケース
老老介護	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員による地域における調査 ・介護保険等高齢者に関する相談窓口等で把握したケース ・総合相談窓口がある市町村の場合、相談窓口で把握したケース
ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> ・障害・高齢者に関する相談窓口で家族が介護等を行っている場合など相談窓口や福祉サービスの支援担当課により把握したケース ・総合相談窓口がある市町村の場合、相談窓口で把握したケース ・要対協などにより把握したケース

3 調査期間

令和6年6月～9月

4 公表について

県全体での公表とする。

5 今後について

現在、市町村からの回答を集計中であり、それぞれの把握状況などから、来年度予算や支援施策の検討を行うこととしている。

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定

条例		現状	今後の予定
区分	主な施策		
<p>特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段) (特定援助者等：家庭内援助を行う者、被援助者及びその他の家族等をいう。以下同じ。)</p>	<p>1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。</p>	<p>現状</p> <p>・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設け、官民連携の取組を実施している。(事業実施に向けた意見交換、県の孤独・孤立対策に関する総合案内をホームページに掲載、新聞折込チラシ等による広報、県内アンケート調査など)</p>	<p>・別紙(とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの取組み)のとおり。</p> <p>・特定援助者 家庭内援助を行う者</p> <p>・被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者</p> <p>・特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等 (条例第2条(定義)より)</p>
	<p>2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。</p>	<p>・アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化を制定。</p> <p>・制度の創設や地域の社会資源を活用した地域づくり等を行う市町村に対する支援制度を制定。</p>	<p>・市町村が裁量を持ち、孤独・孤立を抱える方について、地域の実情に合った支援を行えるよう、令和5年6月補正により予算要求を行い、補助金制度を創設し、令和6年度は1町に交付決定を行っている。(大山町の「おせっかい人」養成に係る傾費)</p>
	<p>3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワークキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。</p>	<p>・どこに相談すればよいかわからない、身近な市町村の相談窓口には相談しにくい等の声を受け、「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。(令和4年11月からは孤独・孤立相談も対応)</p> <p>【孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業】</p> <p>市町村が包括的支援体制を整備、充実していきけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重</p>	<p>・市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和7年度は12市町村により取組が行われる見込みである。県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自自治体の社会資源などを整理した上で制奨を続けていく。</p> <p>・8月に募集を開始した「とっとり孤独・孤立サポーター」の養成により、地域の中の自発的に支援につながるが難しい孤独・孤立を抱える方が支援に繋がりを、また、より身</p>

<p>(特定援助者等に 対する一般的施 策(別表中、第1 段)・続き)</p>	<p>4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。</p>	<p>層的支援体制整備事業1について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援。</p> <p>・【市町村包括的福祉支援体制整備推進事業】 各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。</p> <p>・【ヤングケアラー支援強化事業(LINE 相談など)】 ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、気軽に相談できるLINE 相談、時間を問わない365日・24時間の電話相談、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの開催等を行っている。</p>	<p>近な場所で伴走支援を受けることのできる体制を作っていく。</p>
	<p>4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。</p>	<p>・【精神障がい者地域移行・地域定着支援事業(障がい福祉課)】 入院中の精神障がい者に地域生活をイメージできるようピアサポーターによる同行支援等を行っている。</p> <p>・【アルコール健康障害・依存症対策事業(障がい福祉課)】 依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施や活動を支援している。</p> <p>・【認知症サポートプロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症本人によるピアサポートにより共感しあうことで孤独感、不安感を解消するなど早い段階での気持ちの立て直しを支援している。</p> <p>・【ひきこもり対策推進事業】 オンラインで各家庭と保健所やひきこもり生活支援センターを結び、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保している。</p>	<p>・引き続き、ピアサポート等の取組について、支援を継続していく。</p>

	<p>【ヤングケアラー支援強化事業】</p> <p>ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことにより、ヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行っている。</p> <p>【当事者・家族等のピアサポート活動支援事業】</p> <p>・また、ピアサポート活動を含めた、同じ悩みを持つ者同士の支え合いや、つながりの場の構築等に取り組み県内団体に対する支援制度を創設し、3団体に交付決定を行った。(令和6年度)</p>	<p>【市町村包括的福祉支援体制整備推進事業】</p> <p>各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。</p> <p>【孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業】</p>	<p>・市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和7年度は12市町村により取組が行われる見込みである。県社協等とも連携し、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等の研修を行い、意識醸成を行うとともに、未実施自治体については、各自自治体の社会資源などを整理した上で勸奨を続けていく。※再掲</p>
5	<p>支援に関する制度その他の社会規範の情報が必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。</p>	<p>・とりネットホームページから支援機関等へのアクセスがで きるだけ容易となるよう、ホームページを改修。また、令和 6年4月からプラットホーム構成団体について、一般会 員を募集し、随時支援機関として公表している。</p>	
6	<p>特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。</p>		

		<p>市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援。</p>	
<p>7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。</p>		<p>・どこに相談すればよいかかわからない、身近な市町村の相談窓口には相談しにくい等の声を受け、「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。(令和4年11月からは孤独・孤立相談も対応) ※再掲</p>	<p>・8月に募集を開始した「とっとり孤独・孤立サポーター」の養成により、地域の中の自発的に支援につなげることが難しい孤独・孤立を抱える方が支援に繋がりを、また、より身近な場所で伴走支援を受けることのできる体制を作っていく。 ※再掲</p> <p>・SNS 等を活用するなど、電話と対面以外の手法による相談対応を令和7年度予算により検討。</p>
<p>8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。</p>		<p>・【市町村包括的福祉支援体制整備推進事業(孤独・孤立対策課)】</p> <p>各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。</p> <p>・子どもの貧困対策総合支援事業(子どもの居場所づくり等)等、関係部局により居場所づくりへの支援を実施している。</p>	
<p>ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策(別表中、第2段)</p> <p>(ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者</p>	<p>1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。</p> <p>(1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合は家庭内援助を行うことが特定援助者に</p>	<p>・【医療型ショートステイ総合支援事業(子ども発達支援課)】</p> <p>医療的ケアの必要な障がい児者に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを実施している。</p> <p>・【在宅難病患者一時入院事業(健康政策課)】</p> <p>難病患者の家族等介護者の休息等を目的として医療機関が入院を受け入れている。</p>	<p>・ヤングケアラーに係る家事援助事業について、県内市町村で実施が進んでおり、ヤングケアラー支援会議等により実施状況を共有するとともに、レスパイトを目的とした新規事業への検討を行っている。</p>

<p>を支援する施策 (別表中、第2 段)・続き)</p>	<p>とって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。(続き)</p>	<p>・【子育て世帯のレスパイト支援の充実事業(家庭支援課)】 レスパイトケアを必要とする子育て家庭が、市町村が実施する子育て短期支援事業を安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿の整備を推進するための整備費・改修費を支援している。 【子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業】 支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物)の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育等)を実施する。 ・【強度行動障がい者支援体制総合強化事業(強度行動障がい児者支援体制強化事業)(障がい福祉課)】 現時点で福祉サービスにつながらない方、円滑なサービス利用ができていない若年者を主な対象者に、円滑なサービス利用につなげること等により強度化を防止し、地域においてサービスを利用しながら将来を見据えた暮らしを支えるための体制を構築する。 ・【地域包括ケア推進支援事業(長寿社会課)】 制度の狭間にある高齢者、家族に必要なケア(高齢者や家族の不測の事態への対応、移動・外出の支援、地域で行われている介護予防教室や通いの場等につなげる取組など)を提供する小規模多機能型居宅介護等に対し、支援を行う。</p>	<p>2 特定援助者等のみならず広く 県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと</p>	<p>・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、2月中旬に学校や駅構内へ啓発パンフレット・ポスター等を配布する予定。 ・12/7にひきこもりフォーラムを、11/28にヤングケアラーフォーラム・研修会を実施予定。</p>
---------------------------------------	---	---	---	---

<p>を支援する施策 (別表中、第2 段)・続き)</p>	<p>3 特定援助者の修学又は就業 に関する支援を行うこと。</p>	<p>・【スクールソーシャルワーカー活用事業(いじめ・不登校 総合対策センター)】 ヤングケアラーを含めた家庭に課 題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につ なげるための専門的な知識や技能を有するスクールソー シャルワーカーの市町村教育委員会への配置について 助成している。</p>	
	<p>4 育児又は介護と仕事との両立 を容易にするために事業者が特 定援助者に対して行う取組を支 援すること。</p>	<p>・【「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業(長 寿社会課)】 介護離職を防ぐため職場を通し、介護サービスや制度 に関する情報提供や介護者が働きやくなる意識醸成・環 境改善を狙った企業内研修の開催促進に取り組んでい る。</p> <p>・【子育てしやすい企業推進事業(子育て王国課)】 育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従 業員に休暇等を取得させた事業所に奨励金を支給し支 援している。</p>	
	<p>5 関係団体等に属する者を対象 とした、特定援助者を早期に認 知するための研修及び県民へ の普及広報活動を行うこと。</p>	<p>・【福祉人材の資質向上支援事業(孤独・孤立対策課)】 市町村担当者等を対象とした対人援助研修(様々な分 野の支援で活用できる共通のコミュニケーション基礎な ど)、包括的支援体制整備に係る人材育成研修(包括的 支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成 研修)、住民に対する普及・啓発セミナーを実施してい る。また、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市 町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括 支援体制の充実と連動した支援体制の強化を実施。</p>	<p>・人材育成について、高齢、障がいなどの分野を超えて 支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネート の育成のため「人と地域とつながる研修」を実施済。</p>
<p>障がい者、高齢 者等の被援助者 を支援する施策 (別表中、第3段)</p>	<p>1 被援助者がその希望に応じて 地域での生活を営むことができ るよう、福祉サービス、生活訓</p>	<p>・【地域生活支援事業(生活訓練等事業)、障がい者就 労・職場定着支援強化事業 等】 障がい、高齢等それぞれの分野で、福祉サービス、生 活訓練、就労支援その他のサービスが提供されている。</p>	

<p>(障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策(別表中、第3段)・続き)</p>	<p>練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。</p>	
<p>2</p>	<p>上欄に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。</p>	<p>・障がい、高齢等それぞれの分野で、必要な施設が整備されている。</p>
<p>3</p>	<p>特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。</p>	<p>・【親亡き後の安心サポート体制構築事業(障がい福祉課)】 保護者が健在なうちに、障がいのあるわが子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートマイル」の全県的普及と促進を図る取組を進めている。</p>
<p>4</p>	<p>被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができ、社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。</p>	<p>・【あいサポート推進事業(障がい福祉課)】 障がいのある人によつとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」において、その精神にのっとり、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除き、地域社会(共生社会)の実現に向けた事業に取り組んでいる。 ・【認知症サポータープロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」は約11万人。認知症サポーター養成・ステツプアップ講座などに取り組んでいる。</p>
<p>個人情報情報の活用と保護(第9条)</p>	<p>県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報共有するよう努める。(個人情報保護に関する法律その他の法</p>	<p>・各団体とも、社会福祉法(重層的支援体制整備事業)、児童福祉法(要対協)、生活困窮者自立支援法(支援会議)など法律に定めのあるものは当該法律に従い、それ以外は本人の同意を得るようにしてできる範囲で対応している。</p>

		<p>律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。）</p>
<p>人材の育成等(第11条)</p>	<p>・【福祉人材の資質向上支援事業】 市町村担当者を対象とした対人援助研修(様々な分野の支援で活用できる共通のコミュニケーション基礎など)、包括的支援体制整備に係る人材育成研修(包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成研修)、住民に対する普及・啓発セミナーを実施している。</p>	<p>県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。</p>
<p>普及啓発(第12条)</p>	<p>随時、ひきこもりサポーター研修を実施。</p>	<p>県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行う。</p>
<p>・人材育成については、高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のため「人と地域とつながる研修」を実施。 ※再掲</p>	<p>・12/7にひきこもりフォーラムを、11/28にヤングケアラーフォーラム・研修会を実施予定。 ・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、9月中旬に学校や地域包括支援センター、公民館へ啓発パンフレット・ポスター等を配布した。12月中には県内路線バス車内広告や駅デジタルサイネージ広告を実施予定。</p>	

令和5年度生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容

件数		内容	
鳥取	R5.4	7 件	
	R5.5	3 件	
	R5.6	1 件	
	R5.7	1 件	
	R5.8	3 件	家族関係 1 1 件 近隣関係 2 5 件
	R5.9	3 件	行政等への不満 1 件 仕事関係 3 件
	R5.10	7 件	生活困窮 6 件 孤独・孤立 2 件
	R5.11	5 件	資産活用 2 件 自身の疾病 2 件
	R5.12	7 件	就労支援 2 件 県施策等 1 件
	R6.1	9 件	住宅関係 1 件 聞取りのみ 2 件
	R6.2	8 件	
	R6.3	4 件	
	計	58 件	
	倉吉	R5.4	0 件
R5.5		0 件	
R5.6		0 件	
R5.7		1 件	
R5.8		1 件	
R5.9		1 件	近隣関係 2 件 就労支援 1 件
R5.10		1 件	生活困窮 1 件 家族関係 1 6 件
R5.11		0 件	ひきこもり 1 件 孤独・孤立 2 件
R5.12		6 件	
R6.1		6 件	
R6.2		4 件	
R6.3		3 件	
計		23 件	
米子	R5.4	4 件	
	R5.5	2 件	
	R5.6	2 件	
	R5.7	3 件	家族関係 5 件 医療機関関係 2 件
	R5.8	2 件	生活困窮 2 4 件 住宅関係 7 件
	R5.9	4 件	ひきこもり 2 件 県施策等 2 件
	R5.10	6 件	仕事関係 4 件 就労支援 9 件
	R5.11	5 件	近隣関係 5 件 公租公課 1 件
	R5.12	6 件	資産活用 1 件 自身の疾病 2 件
	R6.1	11 件	聞取りのみ 2 件
	R6.2	6 件	
	R6.3	15 件	
	計	66 件	

令和6年度(上半期)生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容

件数		内容	
鳥取	R6.4	5 件	家族関係 4 件 近隣関係 5 件
	R6.5	7 件	仕事関係 3 件 生活困窮 2 件
	R6.6	7 件	孤独・孤立 2 件 自身の疾病 1 件
	R6.7	2 件	就労支援 1 件 住宅関係 5 件
	R6.8	5 件	負債関係 1 件 消費生活問題 2 件
	R6.9	3 件	新型コロナ 1 件 任意成年後見 1 件
	計	29 件	物品の譲渡 1 件
倉吉	R6.4	2 件	
	R6.5	10 件	近隣関係 1 5 件 住宅関係 4 件
	R6.6	12 件	家族関係 7 件 就労支援 2 件
	R6.7	3 件	生活困窮 1 件 仕事関係 3 件
	R6.8	4 件	負債関係 1 件 資産活用 1 件
	R6.9	3 件	
	計	34 件	
米子	R6.4	4 件	
	R6.5	2 件	家族関係 1 4 件 生活困窮 4 件
	R6.6	2 件	住宅関係 1 件 仕事関係 8 件
	R6.7	3 件	就労支援 4 件 資産活用 2 件
	R6.8	2 件	生活環境 1 件 負債関係 1 件
	R6.9	4 件	自身の疾病 1 件 自身のこと 6 件
	計	17 件	

重層的支援体制整備事業の実施に関する県内市町村実施状況

令和6年11月1日
孤独・孤立対策課

1 重層的支援体制整備事業とは

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、市町村が社会福祉法に基づき、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業。

事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が考え方や進め方などを共有しながら議論をし、実際の取組に移していくプロセスを丁寧に行ってほしいとの考えから市町村の手あげに基づく任意事業となっている。

2 県内市町村の実施状況

<重層的支援体制整備事業>

令和6年度時点では9市町村が重層的支援体制整備事業を実施している。

令和7年度は新たに3町村が事業実施予定。(総計12市町村実施)

開始時期	市町村
令和3年度	北栄町
令和4年度	鳥取市、米子市、智頭町
令和5年度	倉吉市
令和6年度	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町
令和7年度(予定)	日吉津村、大山町、南部町
令和8年度(予定)	日野町 ※令和7年度に移行準備事業を実施

このほか、2自治体が実施意向あり。

3 市町村等への働きかけ

県内未実施市町村への勧奨及びその後の情報提供等を実施するとともに、県内市町村及び社協等関連団体を対象とした研修会を実施し、県全体の包括的支援体制の整備の推進を図ることとしている。

■市町村包括的福祉支援体制のための基盤整備支援業(県社協委託)

市町村包括的福祉支援体制に係る県全体の推進を図るため、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした以下の研修会等を開催する。

(1) 担当者研修

自治体関係者等を対象とした研修会を開催し、県全体の取組の推進を図る。(年1回)

(2) 人材育成研修

包括的な支援体制について、支援の中核的役割を担う人材の育成を図る。(年3回)

(3) 包括的な支援体制整備に関するセミナー

地域住民等を対象としたセミナーを開催し、行政や関係機関だけでなく、住民を含めた地域での支え合いも活用して解決に取り組む「地域共生社会」についての意識共有を図る。(年1回)

■「包括的支援体制整備推進員・推進チーム」の設置

地域力強化等について、個々の市町村に応じた支援を行うことにより、県内市町村における福祉の包括的支援体制の整備を推進することを目的として、以下の業務を行う。

(1) 包括的支援体制整備支援業務

包括的支援体制を整備しようとする市町村に対し、ノウハウの助言、具体的課題の解決方策の検討、人材育成研修等を通じ、実践的サポートを行う。

(2) 包括的支援体制整備のための地域力強化支援業務

住民相互の支え合い機能の強化、生活課題の早期発見と支援へのつなぎ、地域での見守り体制の強化、居場所等支え合いの場の拡充等の地域力強化について、アイデア出し、情報提供、ノウハウの助言等を通じ、市町村の取組へのサポートを行う。

「人と地域とつながる」研修実施状況

令和6年11月1日
孤独・孤立対策課

1 研修概要

対人能力・傾聴力と、専門的な支援機関等に適切につなげるコーディネート能力等の向上を図るため、これまで本県で行ってきた対人援助研修や市町村の包括的支援体制整備推進に係る人材育成研修等と併せて、市町村等の担当者等を対象に、専門の相談支援機関等と連携する力量を高めるための研修を行うもの。

一般県民から専門職まで幅広い方を対象とし、対人援助のスキルや孤独・孤立といった内容を大学教授、行政職員、福祉専門職等の講師陣による講義及び演習にて学ぶもの。

2 開催状況

計6日間、15カリキュラムを会場（米子コンベンションセンター）・オンライン併用にて実施。

種別	カリキュラム
基礎研修	孤独・孤立対策について
	人と地域とつながる支援に求められる力
	生きづらさを抱えた人の理解
一般研修	自分の大切にしたい価値を見つけよう
	言葉を用いず信頼関係を築く作法
	相手の気持ちに寄り添う作法
	相手に質問するときの作法
	相手に伝えるときの作法
	相手のもっている力を引き出す作法
専門研修	アセスメント
	ネットワーキング
	相談支援
	ファシリテーション
	ピアサポート支援
	地域づくりと社会資源の理解

3 受講状況

令和5年度：102名

令和6年度：88名

参加者の属性：市町村職員、市町村社協職員、福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、その他支援機関等

孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事前意見一覧

要望項目	左に対する対応方針等
<p>「生活困りごと相談窓口」に相談の為に、対面や電話等で相談を実施された人々に関して、2回目以後の相談を完全に拒否された人々を除き、相談窓口を訪問や電話等で連絡をされない人々であっても最低1ヶ月に1回以上で、6ヶ月の期間を区切り電話やメールやLINE等で、相談者が相談窓口へ訪問出来ない、訪問しない人々でも、相談窓口のスタッフが、相談窓口に対面や電話等で相談者から相談を受けていない時間を活用して現在のよう相談者からの訪問や電話等の手段をしないの相談窓口への片方的で短期間の対応だけで無く、完全に相談の継続を拒否された人々でなければ、現在よりも、より長期間、困りごととの問題解決に向けて相談できる体制を構築する事を要望します。</p>	<p>ご意見のとおり、相談者からの相談を受けていない時間に、相談後の状況を確認することについては、困りごとを抱えた方へのアウトリーチとして効果的であると考えています。また、例えば、相談者への確認のみならず、行政窓口に繋いだ事例は当該窓口にて状況確認するなど、事後の状況を確認し、困りごとの問題解決に向けた相談体制を構築することを検討していくこととします。</p>
<p>希望される相談者に対して、相談窓口スタッフが紹介された、各種プラットフォーム機関窓口相談者が訪問を希望される時には、相談スタッフが窓口へ同伴して、健康者でも困難な受理や申請や継続や相談等に対して相談スタッフが、より短時間で解決出来るように手続きの不備や確認や助言を実施する事を要望します。</p>	<p>支援機関の窓口への同行については、生活困りごと相談窓口の人員体制の確保の課題もあり、実施については今後検討していくこととします。 なお、現行の体制でも相談者からの希望があれば、相談員がプラットフォーム機関窓口へ相談内容を伝え、相談者の訪問日時を調整するなどの支援も行っておりですので、引き続き相談者の困りごとが短時間で解決できるような支援を行っていきます。</p>
<p>現在の「生活困りごと相談窓口」は、鳥取県内東部、中部、西部の3か所の県立ハローワーク内に設置されており、相談者や相談員の声の漏洩によるプライバシーの保護、そして、相談者が幼児の同伴の時の幼児の対応などで、相談者が相談に集中出来ない事や、ハローワーク内からの声や音などで、深刻な困りごととの相談時や複数人での相談時に、相談者が訪問し易い窓口とは認定出来ない環境なので、より良い環境での問題解決ができる環境に設備の改善をする事を要望します。</p>	<p>県立ハローワーク内に相談窓口を設置していることで、就労支援における連携や、他の困りごと相談をきっかけに就労の悩みもあることが分かり、県立ハローワークにつないだ事例もあります。 一方、相談環境については指摘のとおり課題があることから、県立ハローワークの他、同スペースで相談窓口を設置している支援機関とも協議の上、相談窓口のあり方については検討していくこととされています。</p>

令和7年度予算(事業)の方向性

孤独・孤立対策課

1 具体的課題への対処

令和6年度に実施したひきこもり・ヤングケアラー等の実態調査結果を踏まえ、既存事業の拡充やモデル事業の実施を行うことにより、個々の課題に対応した支援体制を構築する。

(1)【拡充】ひきこもり支援推進事業

【8050問題に対応した連携体制の構築】

ひきこもりの実態調査から40代以上のひきこもりは55%となっている一方、ひきこもり生活支援センターへの相談事例において、40代以上の事案は26%(令和5年度)となっている。多くのケースが両親や兄弟との同居する中高年のひきこもりであるため、地域包括支援センターとの連携体制の構築により、アウトリーチや支援に繋げていく。

【ひきこもり世帯の経済的負担感の解消支援】

ひきこもり当事者や家族の抱える悩みとして、将来も含めた経済的不安が挙げられている。ひきこもり家族教室等へファイナンシャルプランナーの派遣を行うとともに、個別相談を実施する。

(2)【新規】ヤングケアラー支援に係る圏域モデル事業

ヤングケアラーを抱える世帯の援助希求は決して高くなく、また、把握が難しい状況にある。実態把握が進んでいる地域において、以下の事業をモデル的に行うことにより、成果を把握し、全県的な支援体制の構築に繋げる。

- ・本人及び世帯の希望や状況に応じてヤングケアラーのモニタリングを行う。
- ・モニタリングの結果、ヤングケアラーのレスパイト支援が可能な場合、レスパイト受け入れも行う。

2 孤独・孤立に係る相談窓口の拡充

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにより設置している孤独・孤立に係る相談窓口では、電話や相談窓口による相談を受け付けているが、ヤングケアラーやひきこもりなどで実績を上げているLINE相談窓口を設置拡充するとともに、アフターフォローも実施。また、人的資源に限られる中、合理的な手法としてAI相談等の実証事業を実施。

(1)【拡充】孤独・孤立に係る相談窓口のLINE対応

<窓口の概要>

令和4年11月に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」の運営の体制を拡充する。(孤独・孤立サポーターの相談窓口でもあり、また、4月に設置した孤独・孤立対策地域協議会へ繋げることも想定)

- ・電話相談:年中無休(平日及び土日祝日)【既存】
- ・対面相談:東部・中部・西部の県立ハローワーク内に窓口を設置【既存】

・LINEによる相談:24時間365日受付【拡充】

(2)【新規】AIを活用した孤独・孤立相談の実証事業(仮)

相談窓口に寄せられる相談について、支援につなぐ事例ばかりではなく、漠然とした生きづらさに関わる相談もあり、「話を聞いて欲しい」というニーズに人的リソースを割かず合理的に対応するためのAIチャットの開発を支援する。

3 地域における孤独・孤立対策の充実支援

孤独・孤立対策に不可欠な「予防」の観点をもって活動している地域食堂への活動支援を行うとともに、ピアサポート団体や地域食堂等へ運営スタッフなどとして、孤独・孤立サポーターの活動を行うようコーディネートするなど、人的資源を仲介するなど、持続可能なかたちで地域の孤独・孤立対策を支えていく。

(1)【拡充】地域食堂のネットワーク化推進事業

孤独・孤立に陥る可能性のある生活困窮者世帯や、地域で孤独・孤立対策を行っている子ども食堂(地域食堂)へ必要な食料が効果的に届くようにするため、寄付食料の受入、配分調整を行うなど、食料支援を一体的に実施する体制を構築することにより、地域での孤独・孤立対策の側面支援を行う。

(2)【新規】孤独・孤立サポーター活動支援事業(仮)

ピアサポート団体や地域食堂など、孤独・孤立対策を地域で行っている団体や機関に孤独・孤立サポーターの活動をコーディネートすることにより、地域で行われている孤独・孤立対策を人的にサポートする。

4 県民の意識醸成

地域での孤独・孤立対策には住民の意識醸成も必要。身近な問題であり、一定の関心事となっている「孤独・孤立」について県民への啓発を行うため、県民向けフォーラムを実施する。

○【新規】プラットフォームとも連携した県民向けフォーラムの実施

全国的な課題である「孤独・孤立」について、著名人による講演、孤独・孤立官民連携プラットフォームや市町村とも連携したディスカッションを行うことにより、県民の意識啓発を行う。

令和6年度当初予算(孤独・孤立対策関連予算)

課名	事業名	事業内容	予算額
輝く鳥取創造本部 人口減少社会対策課 →輝く鳥取創造本部	(新) 安心して住み続けられる「鳥取型ふるさとづくり」推進事業	地域・集落の生活機能の維持・確保、地域集落基盤(拠点)の創設・強化に資する新たな取組を支援するとともに、「買物環境」、「地域交通」、「医療・介護」、「防災」などの各種施策を繋げたオーダーメイド型支援で、人口減少の進行を背景に浮き彫りとなった地域課題を解消し、それぞれの地域に合った安心して住み続けられる「鳥取型ふるさとづくり」を実現する。	100,000
地域社会振興部 県民参画協働課 →輝く鳥取創造本部 協働参画課	(新) ミラ・クル・とっとり運動推進事業	とっとり県民活動活性化センターが主体となって「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム」を立ち上げるとともに、活動への助成や表彰等により、活動の活性化と成功事例の横展開を図り、様々な活動分野の団体がゆるやかにつながり、ネットワークを強化することで地域課題解決につなげる新たな県民運動「ミラ・クル・とっとり運動(鳥取県の未来が来る(ミラ・クル)ための運動)」を巻き起こす。	79,111
地域社会振興部 県民参画協働課 →輝く鳥取創造本部 協働参画課	持続可能な地域づくり団体支援事業(ギフ鳥)	地域づくり団体が、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できるふるさと納税を活用した仕組みを提供し、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりにつなげる。	33,093
地域社会振興部 県民参画協働課 →輝く鳥取創造本部 協働参画課	SDGs推進事業	2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けて、官民連携ネットワークによるSDGsの普及啓発や子どもたちのSDGs活動に対する支援を行い、地域課題解決に資する行動変容や実践拡大につなげる。	11,138
輝く鳥取創造本部 交流推進課	多文化共生推進事業	近年、県内の在住外国人は増加傾向にあり、国籍も多様化している中で、外国人の方に寄り添った多文化共生の取組を推進し、在住外国人が安心、安全に生活できる環境整備を行う。	31,201
危機管理部 危機管理政策課	災害ケースマネジメント実施体制整備事業	災害ケースマネジメントの全県展開を進めるため、鳥取県社会福祉協議会に設置した「鳥取県災害福祉支援センター」において、市町村における災害ケースマネジメント実施体制の整備を図る。	13,664
地域社会振興部 人権・同和対策課	(新) 性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通して情報共有を図るとともに、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援を行う。	1,831
地域社会振興部 人権・同和対策課	多様な性を認め合う社会づくり推進事業	性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、電話相談事業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業、「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運用等を行う。	3,714
福祉保健部 孤独・孤立対策課	生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う自立に向けた支援を県がサポートし生活再建を図る。	70,621
福祉保健部 孤独・孤立対策課	(新) みんなで進める「孤独・孤立対策」事業	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に現在より多くの支援機関等を加えて拡大し、先行事例の横展開、構成団体の広報活動・交流活動への支援を行うとともに、孤立状態にありながら行政が把握していない人を見つけ出し、支援につなぎ、見守りを継続する「とっとり孤独・孤立サポーター」制度を創設する。	3,768
福祉保健部 孤独・孤立対策課	孤独・孤立対策官民連携推進事業	「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、以下の事業を官民連携で実施する。 ・孤独・孤立に悩む方の相談の窓口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげることで支援の充実を図る。 ・施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会」を設置・運営する。	20,934
福祉保健部 孤独・孤立対策課	孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	従来の属性別(高齢、障がい、子育てなど)ではなく、狭間のニーズ等に対応できる市町村による包括的な支援体制の整備・充実に対して支援する。	75,094
福祉保健部 孤独・孤立対策課	鳥取県再犯防止推進事業	刑務所出所予定者のうち帰住先がない障がい者又は高齢者あるいは障がい又は高齢により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等を対象に、福祉サービスや生活環境の調整を行う地域生活定着支援センターを運営する。また、高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制を検討する。	31,274
福祉保健部 孤独・孤立対策課	ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーの孤立を防ぐため、ヤングケアラーが気軽に相談できるSNS相談の実施、電話相談対応の365日・24時間化及びヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催する。また、支援者がヤングケアラーに早期に気付く体制を構築するための研修を行う。	17,830
福祉保健部 孤独・孤立対策課	ひきこもり支援推進事業	ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援するため、SNS相談の実施、オンラインによる家族教室(ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場)、ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催、職場体験事業等を実施する。	45,528
福祉保健部 孤独・孤立対策課	民生委員費	民生委員・児童委員の活動をバックアップするため、その活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助をする。	84,765
福祉保健部 長寿社会課	(拡充) 中山間等訪問介護事業安定確保対策事業	中山間地域において、在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供するため、事業継続が困難となっている事業所の運営費支援の対象となる地域を拡大するとともに、新たに、人員の柔軟な活用等を行う訪問介護事業所の人件費、通所介護事業所等が訪問介護事業に参入する場合の初度経費を支援する。	18,000

福祉保健部 長寿社会課	(新) ICT活用による認知症行方 不明防止支援事業	GPSなどのICTを活用して認知症行方不明者対策の強化を行う市町村を支援する。	2,000
福祉保健部 健康政策課	みんなで支えあう自死対策 総合推進事業	平成30年4月に策定した自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」において、県民一人ひとりの自死に関する理解を深め、地域や職場、医療機関などの専門機関が一体となって支えていく環境づくりを進めていくため、自死に関する様々な取組を実施する。	30,582
子ども家庭部 子育て王国課	(新) シン・子育て王国とっとり本 格始動事業	地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため、子育て王国アプリの改修による子育て情報の発信強化、市町村の地域の人材、つながりを活用した取組への支援、「シン・育児の日県民キャンペーン」及び子育て応援駐車場の整備支援を行う。	34,931
子ども家庭部 家庭支援課	(新) 子ども食堂運営費高騰対策 支援事業	物価高騰の影響を受けているこどもの居場所(子ども食堂)の運営を支援するため、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援する。	1,870
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 願いに寄り添う不妊治療拡 大支援事業	不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、保険外併用で実施される先進医療を支援するとともに、全額自費で実施される診療への助成額・助成回数を拡充する。	68,850
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 健やかな妊娠・出産のため の応援事業	安心・安全な妊娠・出産及び希望する妊娠・出産・子育てを支援するため、新たに助産師へのLINE相談体制を構築するとともに、専門家への相談、ピアカウンセリング体制等を整備するほか、ライフプランセミナーや新米父親向け育児講座等を実施する。	20,611
子ども家庭部 家庭支援課	(新) 産後ケア無償化事業	支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、既存施設に加え、新たに助産師派遣型の産後ケア施設の利用料を無償化する。	6,000
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 子どもの貧困対策総合支援 事業	子どもの貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の実施に取り組む市町村等を支援するため、子どもの居場所に係る立上げ経費及び運営経費を支援する。新たに備品更新を支援するとともに、開設実態に応じて運営費を支援する。	28,321
子ども家庭部 家庭支援課	(拡充) 退所児童等アフターケア事 業	児童養護施設等を退所後の者等を支援するため、就職や人間関係の相談に対応する施設を運営する。新たに1か所増設することでよりきめ細やかな支援を行う。	47,790
子ども家庭部 家庭支援課	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実に要する経費を補助する。	20,196
子ども家庭部 家庭支援課	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。	8,528
子ども家庭部 総合教育推進課	(拡充) 不登校対策事業	不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するため、フリースクールを運営する事業者を支援するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。	23,719
生活環境部 くらしの安心推進課	(拡充) 犯罪被害者寄り添い支援事 業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中長期にわたる支援を行うため、犯罪被害者支援に特化した専門組織を新設し総合相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者への経済的支援等を充実させる。	55,790
生活環境部 住宅政策課	住宅セーフティネット支援事 業	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)に対して改修費、家賃低廉化及び家賃債務保証費低廉化の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援するとともに、鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援することにより、本県における住宅セーフティネット環境の充実を	16,378
商工労働部 雇用・働き方政策課	就職氷河期世代活躍支援事 業	就職氷河期世代の県内での就労促進に向け、企業見学ツアーや企業向けの採用支援セミナー等の求職者と受入企業とのマッチング創出、国の助成金の受給決定者に県独自での上乗せ支援等を実施する。	21,312
商工労働部 雇用・働き方政策課	障がい者就労・職場定着支 援強化事業	障害者就業・生活支援センターに支援員等を配置するなどして、障がい者の就労促進を進めるとともに、ジョブコーチ支援の充実を図ることにより、障がい者の職場定着の強化を図る。	84,289
教育委員会 いじめ・不登校総合 対策センター	(拡充) 不登校児童生徒のつなが り・学びの充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保及び全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さない安心して学校生活を過ごせる体制整備のため、学校生活適応支援員の増員、校内サポート教室の増設のほか、学校への専門家派遣を拡充する。	8,916